

令和2年11月7日

保護者 各位

有限会社 どれみ
代表取締役 渡邊まゆみ

児童発達支援・放課後等デイサービスにおけるサービス利用不可の基準

平素よりどれみでの発達支援にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。
感染拡大も落ち着きを見せかけた新型コロナウイルス感染症ですが、北海道においては再び増加傾向にあり、旭川市内でも連日感染者が出ている状況となっております。

どれみでは、できるだけ多くのお子さまの支援を切れ目なく継続できるように、4月から感染予防対策を徹底した上で児童を受け入れている状況であります。

しかし、ここにきて旭川市の小中学生の感染が確認され、休校となる学校が出てきております。また、各校では『発熱している同居家族がいる場合は、登校を控えてください』と通知が出されております。

そこで、どれみにおけるサービス利用不可の基準(インフルエンザの流行時も含めて)についてお知らせいたします。

通所できるか否かは

『本人が学校又は保育園・幼稚園に行ける(行っても良い)かどうか』です。

本人が元気で学校閉鎖等で登校できないのであれば、閉鎖期間に通所することはできません。また、家族等で発熱者があり、学校の登校基準に則って休ませている場合にも通所はできません。

- ※ 今後一斉休校などの措置が取られた場合は、行政の指示に従って開所の判断をさせていただきます。
- ※ お子さま自身が発熱(37.5℃以上)している場合や、体調不良を訴えている場合におきましても通所はお控えください。

これから感染症が流行してくる時期でもありますので、感染予防対策にはより一層力を入れて支援にあたってまいります。保護者様におかれましては、ご理解とご協力の程よろしく申し上げます。